

高千穂町告示第47号

令和元年第4回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年12月2日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和元年12月9日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

佐藤 さつき 議員

板倉 哲男 議員

磯貝 助夫 議員

安在 昭則 議員

本願 和茂 議員

中島 早苗 議員

馬原 英治 議員

佐藤 久生 議員

坂本 弘明 議員

工藤 博志 議員

富高 健一郎 議員

富高 友子 議員

佐藤 定信 議員

令和元年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和元年12月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和元年12月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第72号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第73号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第74号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第75号 高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第76号 令和元年度高千穂町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第77号 令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第78号 令和元年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第79号 令和元年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第80号 令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第81号 令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第82号 高千穂町教育委員会委員の任命同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第72号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について

福祉保険課長 …………… 有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長 …………… 甲斐 徹
農地整備課長 …………… 佐藤 峰史 建設課長 …………… 佐藤 雄二
会計管理者 …………… 興梠 貴俊 病院事務長 …………… 戸高 雄司
保健福祉総合センター事務長 …………… 林 謙一
上下水道課長 …………… 江藤 良一
教育委員会次長兼教育総務課長 …………… 河内 晴彦
監査委員 …………… 中尾 清美

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、おはようございます。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（工藤 博志議員） ただいまから、令和元年第4回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（工藤 博志議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号2番、板倉哲男議員、議席番号3番、磯貝助夫議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの12日間と決定しました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期日程表のとおり行うことで予定しています。

日程第3. 諸般の報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。監査委員から、地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。議会運営委員長から、委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので、報告します。

続いて、請願、陳情の処理報告を行います。本日までに受理しました陳情2件につきましては、陳情文書表のとおり処理することにしましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。高千穂町議会第4回定例会に、議員の皆様には年末を控え、何かとお忙しい中に御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

懸案となっておりました旧法務局跡地の利活用につきましては、商工会事務所の移転に係る1階部分の改修工事が終わり、今週12日、13日に引っ越しをされ、来週16日月曜日から業務を開始されると伺っております。

平成28年に土地、建物を購入し、駐車場の改修、給排水工事、2階部分の改修と工事を重ね、途中紆余曲折がありましたけれども、ようやく事務所の移転がなされることになりました。

今後、3階部分の活用も含め、町中心部の活性化を図るため、有効な利活用を進めてまいりますので、より一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、来年度の予算編成時期となりましたので、その編成方針につきまして御報告をいたします。

まず、国の予算編成の方向性ではありますが、政府は経済財政運営と改革の基本方針2019において、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国、地方の基礎的財政収支の対GDP比は、2012年度のマイナス5.5%から、2018年度にはマイナス2.8%に縮小、また新経済財政再生計画を定め、団塊の世代が75歳に入り始める2022年度までの3年間を基盤

強化期間と位置づけ、目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むとしております。

これらを踏まえ、令和2年度予算編成の基本的考え方として、次のように述べております。

1、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や、最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取り組みを継続するとの方針とは別途、令和2年度当初予算においても適切な規模の臨時、特別の措置を講ずることとし、その具体的な内容については予算の編成過程において検討する。

2、海外発の下方リスクに十分目配りをし、経済、金融への影響を迅速に把握するとともに、リスクが顕在化する場合には機動的なマクロ経済政策をちゅうちょなく実行する。

3、令和2年度予算は、骨太方針2018及び本方針に基づき、経済財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き新経済財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。

4、次世代型行政サービスへの改革、見える化の徹底、拡大などの国民各層の意識改革や、行動変容につながる歳出改革等に向けた取り組みへの予算の重点配分を推進する。

5、PDCAサイクルの実効性を高めるため、各府省は全ての歳出分野において行政レビューを徹底的に実施するとともに、EBPM、証拠に基づく政策立案を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。

以上が国の予算編成の基本的な考え方でございます。

一方、宮崎県の予算編成の方針でございますが、本年6月に策定した財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、人口減少を初めとする本県が抱える課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた施策についても積極的な展開を図るとしております。

基本方針は、1、人口減少化にあっても、地域の活力が維持される宮崎県であるために、令和2年度における重要施策に掲げる持続可能な宮崎県の土台づくりの取り組みに重点的な措置を講ずる。

2、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など、多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化のため、市町村や関係団体等との連携、役割分担も考慮の上、総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行うとしております。

さらに、基本方針に沿った次の3点を重点施策として上げております。

第1に、地域や産業を支える人材の育成確保として、若者の県内定住や移住、UIJターンの促進、人手不足に対応した新技術の導入や、多様な担い手の確保、子育てしやすく働きやすい社会づくり。

第2に、魅力的で持続可能な地域づくりとして、観光、スポーツ、文化などを生かした交流拡大と地域の魅力向上、地域における暮らしの安心の確保、地域を支え、魅力を高めるインフラ整備。

第3に、社会の変化に対応し、成長する産業づくりとして、成長産業の育成と中小企業、小規模事業者の活性化、地域の特性を生かし、次代へつなげる産業づくり。

以上が県の予算編成の方針であります。

町といたしましては、県の事業について十分に情報を把握し、県や関係機関とよく連携をとりながら、事業を実施していく必要があると考えております。

さて、本町の財政状況でございますけれども、平成30年度一般会計決算では、町税や財産収入といった自主財源割合は歳入総額の26.9%にすぎず、また依存財源で歳入総額の42.1%を占めた地方交付税については、令和2年度の総務省予算要求額で約4%増となっておりますが、相次ぐ台風の襲来により甚大な被害が東日本を中心に発生したこともあり、地方への配分に影響が及ぶことも危惧されております。

一方、財政調整基金や減債基金といった一般会計の基金保有額は約26億円と、将来の財源不足にある程度対応できる保有額を維持しているものの、ここ数年基金の取り崩しが続いており、引き続き慎重な財政運営に努める必要があります。

歳入においては、地方交付税が平成30年度決算に比べおよそ1億2,000万円程度増額の見込みであります。歳出においても西臼杵3町による常備消防署の維持運営及び都市再生整備計画事業、南平町営住宅建設事業、高千穂町防災無線デジタル化事業等に多額の経費を要するほか、今後鉄道公園化構想など、大規模事業を年次計画的に実施する必要があるため、将来の財政運営については大変厳しい状況でございます。

これらを踏まえ、令和2年度の予算編成方針は、町民目線に立った上で、本町の抱える課題や情勢をよく認識し、全職員の知恵と工夫による事業の見直し、改善を盛り込んだものとしてと考えております。

過疎化が進む本町では、今後も歳入の先細りが懸念されますが、起債や基金の取り崩しに頼り過ぎず、投資的経費の縮減、重点化、事業の見直しなど、行財政改革の着実な前進を考慮した予算編成とする必要があると考えております。

限られた財源を有効に活用しながら、引き続き第5次高千穂町総合長期計画の達成、また高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を念頭に置いた事業を効率的に行い、活気にあふれたもっと元気な高千穂町づくりに向けたメリハリのきいた予算編成に取り組む所存でございます。

以上、行政報告といたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第7号

日程第6. 議案第72号

日程第 7. 議案第 7 3 号

日程第 8. 議案第 7 4 号

日程第 9. 議案第 7 5 号

日程第 1 0. 議案第 7 6 号

日程第 1 1. 議案第 7 7 号

日程第 1 2. 議案第 7 8 号

日程第 1 3. 議案第 7 9 号

日程第 1 4. 議案第 8 0 号

日程第 1 5. 議案第 8 1 号

日程第 1 6. 議案第 8 2 号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第 5、報告第 7 号から日程第 1 6、議案第 8 2 号案での報告 1 件、町長提出議案 1 1 件、合計 1 2 件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案します議案は、報告 1 件のほか、条例案件 4 件、補正予算 6 件、人事案件 1 件の合計 1 2 件でございます。

初めに、報告第 7 号専決処分の報告についてでございますが、令和元年 6 月 1 3 日、議会の議決により売買契約を締結した消防ポンプ自動車 1 台及び積載品一式の購入につきまして、消費税増税に伴う変更契約を 1 0 月 1 日付で専決処分にて行いましたので、専決処分書のとおり御報告申し上げます。

次に、議案第 7 2 号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、令和元年度の人事院勧告に基づく改正であります。勤労手当年間 0. 0 5 月の増及び住居手当の改正、また月例給の改正のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 7 3 号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 7 4 号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括して御説明申し上げます。

本 2 件につきましても、令和元年度の人事院勧告に基づき、期末手当を年間 3. 3 5 月から 3. 4 月へ 0. 0 5 月増とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 7 5 号高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

既に新聞等で報道されており、御存じであると思っておりますけれども、政府の働き方改革を背景に、

地方自治法及び地方公務員法が改正され、これまで臨時非常勤職員と言われてきた非正規職員の雇用制度が、来年4月1日より会計年度任用職員制度として大きく運用が変わることとなりました。

制度の主な改正点は、これまでの地方公務員法第22条に規定する臨時的任用職員については、災害時や介護休暇、産前産後休暇などによる欠員が生じた場合にのみ限られることとなり、この臨時的任用職員と特別職非常勤職員以外の職員は、全て会計年度任用職員となります。

会計年度任用職員は、常勤職員と勤務時間が同じフルタイムと、常勤職員より勤務時間が短いパートタイムに分けられ、いずれも新たに期末手当や通勤手当の支給が可能となり、フルタイム職員には退職手当が支給されることとなりますが、本町においては、ほとんどの職員がパートタイム職員になると考えております。

令和2年4月1日より制度移行を行うため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第76号から議案第81号までの補正予算議案6件について、御説明申し上げます。

まず、議案第76号令和元年度高千穂町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,143万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を88億8,777万7,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、事業費の変更による国県支出金及び町債等の補正、寄附金の減額補正を行っております。

繰入金は、財源調整のため、財政調整基金繰入金を計上しております。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額及びふるさと納税に係る経費の減額のほか、災害復旧費の計上が主なものでございます。

議案第77号から第81号までの各特別会計の補正予算につきましても、人件費の補正及び事業の進捗に伴う事業費の増減が主なものでございます。

次に、議案第82号高千穂町教育委員会委員の任命同意について御説明をいたします。

高千穂町教育委員会委員の佐藤幸男氏の任期が本年12月15日をもって満了となりますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、本年12月16日から令和5年12月15日までの4年間でございます。

なお、経歴等につきましては記載のとおりでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、詳細につきましては人事案件を除き、それぞれ担当課長に説明をさせますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

これから関係課長の説明を求めます。初めに、議案第72号、73号、74号、75号につい

て、総務課長。

○総務課長（石渕 敦司課長） おはようございます。

それでは、総務課所管の条例改正3件、条例制定1件について御説明申し上げます。

初めに、議案第72号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案集3ページからになります。

本件は、令和元年度の人事院勧告に基づく勤勉手当、住居手当及び月例給の改正のため、条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条で、本年12月の職員の勤勉手当を100分の92.5から100分の97.5へ0.05月増とし、月例給については大卒程度の初任給を1,500円、高卒程度の初任給を2,000円それぞれ引き上げるなど、平均0.1%増となる別表第1及び第2の改正を行うものであります。

次に、第2条で、住居手当について、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、最高支給限度額を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げるものであります。

また、第1条で改正した勤勉手当を、来年4月以降については6月期、12月期とも100分の95と均等に配分する改定であります。

この条例は、公布の日から施行し、第2条については令和2年4月1日より施行、第1条については本年4月1日より適用するものであります。

次に、議案第73号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第74号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括して御説明申し上げます。議案集21ページからになります。

本2件も本年度の人事院勧告に基づく期末手当改正のため、条例の一部を改正するものでありますが、勧告内容が期末手当年間3.35月から3.4月へ0.05月引き上げられたため、第1条で本年12月の期末手当を現行の100分の167.5から100分の172.5へ0.05月増とし、第2条で、来年4月以降の期末手当については6月期、12月期とも100分の170と均等に配分するというものであります。

この条例は公布の日から施行し、第2条については令和2年4月1日より施行、第1条については本年4月1日より適用するものであります。

次に、議案第75号高千穂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。議案集25ページからになります。

地方自治法及び地方公務員法が改正され、これまで臨時非常勤職員と言われてきた非正規職員の雇用制度が、来年4月1日より会計年度任用職員制度として運用するため、新たに条例を制定

するものであります。

第1条でこの条例の趣旨を、第2条ではフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の定義を定めております。第3条では、フルタイム会計年度任用職員は給与として給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当が支払われる旨を、パートタイム会計年度職員は、給与として報酬と期末手当が支払われる旨を定めております。

第4条から第17条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料について定めているのですが、第4条において、フルタイム会計年度任用職員の給料は、基本、町職員給与条例に準ずることを、第5条では、常勤職員と同じように職種ごとに行政職の給料表と医療職の給料表をもって職務の給に分類されることを、第6条では給料表に適用される号給を任命権者が定めることを規定しております。

第7条、給与の支給、第8条、通勤手当、第9条、特殊勤務手当、第10条、時間外勤務手当、第11条、宿日直手当、第12条、休日勤務手当、第13条、夜間勤務手当については、それぞれ町職員の給与条例を準用することと規定をしております。

第14条では、本条例第17条で給与の減額をする場合、1時間単価で減額をすること、また、時間単価や時間外勤務手当等を計算する際の1時間単価について、端数が生じた場合の計算方法を規定をしております。

第15条では、期末手当の支給について、職員の給与条例を準用することを規定しております。

第16条では、時間外勤務手当を支給する場合などの勤務1時間当たりの給与額の算出方法を規定をしております。

第17条では、月額でフルタイム会計年度任用職員は給与が支給されるため、有給や任命権者が定める場合を除き、勤務しないこととなったときは、会計年度任用職員条例第16条で定めた1時間当たりの給与額で減額する旨、規定をしているものです。

次、第18条から第27条までは、パートタイム会計年度任用職員に係る給与について定めているものでありますけれども、第18条では、パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬とし、月額、日額、時間額で定めることができることとし、その算出方法を規定しております。

第19条では、特殊勤務手当条例に規定する業務に従事した場合は、同条例の規定を適用し、報酬として支給することを規定しております。

第20条では、パートタイム会計年度任用職員に定められた勤務時間以外に勤務した場合、時間外勤務に係る報酬を支給することを規定しております。

第21条では、祝日や年末年始などの休日勤務に係る報酬を、第22条では、午後10時から翌日午前5時までの夜間勤務に係る報酬について規定をしております。

第23条では、本条例第27条で報酬の減額をする場合の勤務1時間当たりの報酬額及び期末手当の1時間につき支給する報酬の額について、端数が生じた場合の計算方法を規定しております。

第24条では、期末手当の支給日、在職期間による支給割合など、職員の給与条例を準用する旨、規定しております。

第25条では、報酬の支給方法を規定しております。

第26条では、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬における勤務1時間当たりの報酬額の算出方法を規定しております。

第27条では、有給や任命権者が定める場合を除き、勤務しないときは1時間当たりの報酬額で減額する旨、規定しております。

第28条及び第29条は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めているものでありますけれども、第28条では、通勤に係る費用について、給与条例第11条第1項各号に定める支給要件に該当する場合は費用弁償として支給する旨、規定しております。

第29条では、公務のため旅行する場合は、高千穂町旅費条例の規定を適用し、費用弁償として支給する旨、規定しているものであります。

第30条では、給与からの控除を、第31条では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与を、第32条では、休職者には給与が支給されない旨、規定しております。

第33条では、条例施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日からとなっております。

以上、総務課所管、議案4件について御説明をいたしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第76号について、財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） おはようございます。

それでは、財政課所管の議案第76号令和元年度高千穂町一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。議案集の37ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,143万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を88億8,777万7,000円とするものであります。

それでは、39ページをお開きください。

まず、歳入ですが、分担金及び負担金は1,931万2,000円の減は、公立、私立保育所児童保護費負担金は減、ほか県営中山間整備事業地元負担金分担金等は増額となっております。

国庫支出金1,856万6,000円の増は、子供のための教育・保育給付費、公共土木施設災害復旧費補助金等です。

県支出金1,437万6,000円の増は、子供のための教育・保育給付費、県人口問題対策連携事業補助金、農業施設災害復旧費補助金等です。

財産収入は、397万2,000円の増ですが、町有林売り払い収入と魚の売り払い収入です。寄附金8,000万円の減は、ふるさと応援寄附金です。

繰入金2,734万3,000円の増は、財源調整のための財政調整基金繰入金です。

諸収入618万2,000円の増は、臨時職員の雇用保険等の負担金、町有林の整備に係る森林整備補助金等です。

町債は、7,031万円の増ですが、児童福祉債、林業債は減、衛生債、都市計画事業債、住宅債、災害復旧事業債は増額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。議案集の40ページをごらんください。

今回の補正では、人事院勧告及び職員の異動等による給与費を各費目において計上しております。給料、手当、共済費合わせて補正額は189万7,000円の増であります。

主なものについて御説明いたします。

最初に、議会費は7万8,000円の増です。職員の人件費です。

続いて、総務費は4,440万円の減です。減額の主なものとして、ふるさと納税に係る経費4,544万2,000円が主なものです。

民生費は、2,879万1,000円の増です。保育園扶助費の増減、認定こども園施設型給付費の増が主なものです。

衛生費は110万9,000円の増です。健康管理システム改修委託料99万円が主なものです。

農林水産業費は1,492万2,000円の増です。町管理農道維持補修200万円、県営中山間地総合整備負担金180万円、森林環境譲与税基金積立金410万円が主なものです。

商工費は903万5,000円の増です。高千穂ITセンター（仮称）整備費500万円、観光地誘導警備委託料332万9,000円が主なものです。

土木費は334万5,000円の増です。木造住宅リフォーム補助金251万4,000円の増が主なものです。

消防費は19万2,000円の増です。職員人件費、需用費の増です。

教育費は287万8,000円の増です。人件費、学校環境整備委託料、体育施設定期調査委託料が主なものです。

最後に、災害復旧費は2,548万7,000円の増です。現年発生農地農業施設公共土木施設分です。

以上で、歳入歳出の説明を終わりますが、議案集の43ページ以降に歳入歳出予算の事項別明

細書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第77号、80号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） よろしく申し上げます。

福祉保険課所管補正予算議案2件につきまして御説明いたします。議案集69ページをごらんください。

議案第77号令和元年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の今回の補正は、事業勘定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ5,089万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ19億6,416万8,000円とするものです。

70ページ、歳入の内訳ですが、県支出金4,922万4,000円の増は、療養費や高額療養費に伴う県からの保険給付費普通交付金及び特別交付金の増によるものです。

繰入金167万4,000円の増は、保険事業費に伴う一般会計繰入金及び過年度国民健康保険税の還付に伴う基金繰入金の増によるものです。

71ページ、歳出の内訳ですが、総務費17万2,000円の増は、国保システムの改修委託料であり、国の制度改正に伴うものです。

保険給付費4,905万2,000円の増は、連合会へ支払う一般被保険者療養給付費及び高額療養費の負担金で、3月末までの運営費を見込んだものであります。

保険事業費17万4,000円の増は、保健センターげんき荘の施設修繕費などの費用によるものです。

諸支出金150万円の増は、税務課で執行しております過年度国民健康保険税において、過年度町民税修正申告などによる被保険者への国保税還付金の増によるものです。

73ページ以降事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

次に、議案集105ページをごらんください。議案第80号令和元年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,004万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億8,193万8,000円とするものであります。

106ページ、歳入の内訳ですが、繰入金1,004万3,000円の減は、保険基盤安定繰入金に伴う一般会計繰入金の減額によるもので、広域連合がその額を決定したことによるものです。

107ページ、歳出の内訳ですが、後期高齢者医療広域連合納付金1,004万3,000円の減は、広域連合へ納付する医療保険の負担金であり、広域連合がその額を決定したことによるものです。

109ページ以降事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案につきまして、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第78号について、上下水道課長。

○上下水道課長（江藤 良一課長） 上下水道課所管の補正議案について御説明いたします。議案集の81ページになります。

議案第78号令和元年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,222万6,000円とするものであります。

次ページの歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入につきまして、分担金及び負担金、負担金の受益者負担金を140万円増額し、歳入総額を1億8,222万6,000円とするものであります。

一方、歳出につきましては83ページの土木費、下水道費の工事請負費を140万円増額し、歳出の総額を1億8,222万6,000円とするものであります。

可決承認していただいております工事請負費430万円の内訳としましては、国庫補助事業分230万円と、町単独事業分200万円ですが、今回は単独事業分の補正をお願いするものであります。

単独事業分は、既に工事件数で2件、工事請負費で177万9,000円を執行しており、今後新たに下水道加入の申請があった場合、遅滞なく下水道のつなぎ込み工事ができるように予算措置するものであります。

詳細につきましては、85ページ以降の事項別明細書を添付しておりますので、御参照していただきますようお願い申し上げます。

以上、上下水道課所管の補正議案につきまして、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第79号について、保健センター事務長。

○保健福祉総合センター事務長（林 謙一事務長） 保健福祉総合センター所管の議案1件につきまして、御説明いたします。

議案第79号令和元年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明いたします。議案集の93ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ15万2,000円を追加し、補正後の予算総額を15億3,356万2,000円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

94ページの歳入で国庫支出金が81万1,000円の減額で、保険給付費の増減に伴う負担割合に応じた減額と、システム改修に伴う補助金の計上であります。

次に、県支出金が90万円の追加ですが、保険給付費の増減に伴う負担割合に応じた計上であ

ります。

次に、繰入金が6万3,000円の追加で、総務費の歳出追加に伴う一般会計からの繰入金の追加であります。

次に、95ページの歳出ですが、総務費が15万2,000円の増額で、総合行政システム改修委託料を追加するものであります。

次に、保険給付費については、給付見込みによる居宅介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等の補正を行うものであります。歳出予算の組み替えを行うものであり、補正額は生じておりません。

97ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤 博志議員） 続いて、議案第81号について、病院事務長。

○病院事務長（戸高 雄司事務長） 議案第81号令和元年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。議案集の117ページをお開きください。

今回の補正は、第2条で予算第3条に定めた収益的支出のうち、収入の第1項医療収益の額を4,474万円増額し、補正後の額を19億6,621万円とし、病院事業収益の総額を21億749万9,000円とするものです。

また、支出の第1項医業費用の額を1,314万円増額し、補正後の額を21億18万円、第2項医業外費用の額を59万9,000円増額し、補正後の額を1億2,631万7,000円とし、病院事業費用の総額を22億2,649万8,000円とするものです。

次に、第3条で予算第4条に定めた資本的収支のうち、支出の第1項建設改良費の額を719万6,000円増額し、補正後の額を5,717万5,000円とし、資本的支出の総額を2億2,011万4,000円とするものです。

詳細につきましては、議案集119ページをごらんください。予算実施計画補正で御説明申し上げます。

収益的収入のうち、医業収入の入院費収益を4,474万円増額し、入院収益総額を10億円として設定しております。

医業外収益の500万円につきましては、訪問看護にかかわる予算の組み替えによるものです。

収益的支出につきましては、医療費用の材料費を1,175万円、経費のうち人工呼吸器修繕費を64万円、国見ヶ丘病院委託料を75万円計上しております。

また、医療外費用といたしましては、訪問看護費59万9,000円を予定しております。

続きまして、議案集120ページの資本的収入及び支出のうち、支出におきまして建設改良費、有形固定資産購入費といたしまして、眼科のハンフリー視野器570万円、オペ室の滅菌度測定器37万8,000円、外科外来のセレクトナビユニット36万8,000円、訪問看護用車両購入費75万円の計719万6,000円を計上しております。

121ページ以降に予定キャッシュフロー計画書、予定貸借対照表を添付しておりますので、あわせて御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤 博志議員） なお、報告第7号及び人事案件議案第82号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第7号から、日程第16、議案第82号までの合計12件について、説明が終わりました。

なお、ただいま説明が終わりました議案第72号、73号、74号、82号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第72号、73号、74号、82号熟読のため、11時10分まで休憩します。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第6. 議案第72号

日程第7. 議案第73号

日程第8. 議案第74号

○議長（工藤 博志議員） 初めに、日程第6、議案第72号から日程第8、議案第74号までの条例改正議案3件を一括議題として質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申し合わせ事項を遵守していただき、さらに、答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

これから、ただいま質疑のありました議案の委員会付託を行います。

お諮りします。議案第72号から議案第74号までの議案3件については、総務産業常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第74号までの議案3件については、総務産業常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第16. 議案第82号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第16、議案第82号高千穂町教育委員会委員の任命同意についてを議題とし質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第82号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（工藤 博志議員） ただいまの議長を除く出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、議席番号2番、板倉哲男議員、議席番号3番、磯貝助夫議員、議席番号5番、安在昭則議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなすことになっておりますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（工藤 博志議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（工藤 博志議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番、佐藤さつき議員から議席番号順に順次投票願います。

.....

1番 佐藤さつき議員	2番 板倉 哲男議員
3番 磯貝 助夫議員	5番 安在 昭則議員
6番 本願 和茂議員	7番 中島 早苗議員
8番 馬原 英治議員	9番 佐藤 久生議員
10番 坂本 弘明議員	12番 富高健一郎議員
13番 富高 友子議員	14番 佐藤 定信議員

.....

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

板倉哲男議員、磯貝助夫議員、安在昭則議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（工藤 博志議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数12票。これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

賛成12票です。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第82号高千穂町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定しました。

議場出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時20分散会